

## 電子記録の選別と鑑定： 日本における実践指針の提示

橋本 陽†

### はじめに

世界で作成される電子データの総量は年々増加し続けている。2020年にはすでに64ゼタバイトに達し、2025年までには175ゼタバイトに到達すると予測されている<sup>(1)</sup>。1ゼタバイトは100万ペタバイト、1ペタバイトは1000テラバイト、さらに1テラバイトは1000ギガバイトであることを考えれば、まさに天文学的な数字であるといえる。

アーカイブズ学において、データとは「情報の中の意味のある最小単位」<sup>(2)</sup>を意味し、データが構成する電子情報の中でも、アーカイブズの保存対象の中心となるのは、文書や記録となるデータの集合である。アーカイブズが扱うのは、データの中でも限られた種類のものになるとはいえ、世界レベルでのデータの増量と比例するかたちで、その保存の総量が増え続けることは間違いない。

アーカイブズにおいて保存の容量と密接に関わる機能が「評価選別」である。作成されるすべての文書や記録をアーカイブズの保管庫で受け入れることは不可能であり、保存対象を永続的価値があるものだけに限定するため、「評価選別」の方法論は発展してきた。その結果、海外では組織や個人の機能分析とその評価を基礎としたマクロ評価 (Macro-appraisal)<sup>(3)</sup> が生まれ、実践されている。一方で、物理的なスペースが必要となる紙の資料の保存とは異なり、電子の状態であれば、ストレージ

のコスト低下により、全量保存が可能となり、「評価選別」も不要になるとも考えられる。

この保存容量の問題とは別に、電子記録の真正性の評価も「評価選別」に加えなければならないとの主張も見られる。この点を特に強調するのが、インターパレス・プロジェクト (InterPARES Project、以下インターパレスと略称) である。インターパレスは、世界中の研究者と専門家が参加し、長年にわたって電子記録の問題を扱ってきたプロジェクトであり、アーカイブズ学における電子記録の研究の発展に大きく寄与している。インターパレスは、文書 (Document) と記録 (Record) を区別し、記録を「実際の業務／活動の中で、その手段または副産物として、作成するか、または受け取り、行動や参照のために取り置いた文書」<sup>(4)</sup> と定義する。記録は文書の一種であり、文書が記録となることで、証拠としての信用価値を持つ。信用価値の中に含まれる記録の特性の1つが真正性であり、電子記録の「評価選別」には、アーキビストによる真正性の評価が必要になるとインターパレスは主張している。

本稿は、ここであげた保存容量と真正性の2つの観点から、電子記録の「評価選別」について考察する。近年、日本のいくつかのアーカイブズは、電子文書に「評価選別」を行い、その受け入れに着手している。さらに、2021年に公文書管理委員

† 京都大学大学文書館助教

会デジタルワーキング・グループが報告書『デジタル時代の公文書管理について』<sup>(5)</sup>を公表するなど、電子文書を電子の状態のままアーカイブズに移管するための取り組みが大々的に始まった。したがって、現時点において、電子記録の「評価選別」を検討し、どのようにして受け入れる量を絞り込むのか、または絞らなくてもいいのか、そして、どのようにして受け入れる電子文書が真正性を持った電子記録であると判別するのかという論点について整理しておくことは無駄ではないだろう。特に真正性の評価については、国内においてさほど注目されていないが、電子記録に真正性がなければ、権利の保証や研究の典拠にも使用できないデータをただアーカイブズが抱え込むことになるため、決して軽視できない問題となる。この問題に向き合うため、真正性について多くの成果を残しているインターパレスの文献によって「評価選別」を検討する。

インターパレスの成果の中でも着目したのは、国際アーカイブズ評議会 (International Council on Archives, ICA) と共同で作成、公開された *Digital Records Pathways: Topics in Digital Preservation*<sup>(6)</sup> である。これは教本の一つであり、合計で8つのモジュールから構成され、電子記録の長期保存に関する基本が書かれている。ここでは、「評価選別」について記載される ‘Module 5: From ad hoc to Governed – Appraisal Strategies for Gaining Control of Records in Network Drives’<sup>(7)</sup> (以下、「モジュール5」と表記) を取り上げる。教本レベルの内容をあえて参照するには理由がある。まず電子記録の真正性の評価を「評価選別」に加えるという考え自体が国内ではなじみが薄いためである。もう1つが、*Digital Records Pathways*には具体的な手順が記されており、どのようにして真正性の評価を含む「評価選別」を実行するかがわかりやすく、さらにはどのような点から現在の日本の実務に取り込めるかが検証

しやすいためである。これを基点とし、国内でも先行研究の多いマクロ評価の議論と結びつけながら、国内における電子記録「評価選別」の実践指針を立てることを目標とする。

この実践指針の作成に向け、最初に「評価選別」やそれに関する用語、そして「評価選別」の示す範囲について確認する。続いて、電子記録の評価について、国内と国外の先行研究をまとめる。また、日本において「評価選別」を規定してきた枠組みについて振り返り、電子記録を評価する上で修正しなければならない点を検出し、それをもとに実践指針を立てることとする。

## 1 「評価選別」とその関連用語の確認

「評価選別」には、評価と選別という2つの行為が含まれている。しかし、現在では、一般的に英語圏のアーカイブズ学の用語であるアプレイザル (Appraisal) の訳語として使用されている<sup>(8)</sup>。この点について、阿久津美紀は、評価をアプレイザル、選別をセレクション (Selection) として区別し、両者の意味の異同について解説している<sup>(9)</sup>。また、Appraisalの訳語として「評価選別」を使うのを避けるためか、アプレイザルというカタカナ表記で対処する専門家も確認される<sup>(10)</sup>。

欧米における用語の意味と合意事項を調べるには、アーカイブズ学の用語辞典である *Encyclopedia of Archival Science*<sup>(11)</sup> が役立つ。この辞典の編者と各項目の著者には、英語圏だけでなくヨーロッパの専門家も含まれるためである。これを参照すれば、アプレイザルとは「記録群を価値づける」<sup>(12)</sup> 行為であるのに対し、セレクションとは「1つの記録群作成者のところから特定の記録群を選び、アーカイブズの保管庫の中で安全に保存するための機能」<sup>(13)</sup> を指す。この「特定の記録群を選」ぶために「記録群を価値づける」アプレイザルが行われる。このように、評価と選別は異なる機能を指すため、今後は国内でも「評価選別」という表

現については、再考されるべきだと判断される。本稿では、奇異な語感であることは間違いないが、あえて「評価選別」との違いを明確化するため、アプレイザルの訳語を鑑定<sup>(14)</sup>、セレクションの訳語を選別と表記する。さらに、この用法にしたがい、Macro-appraisalはマクロ鑑定と表記する。一方で、日本の方式については、引き続き「評価選別」と表し、鑑定および選別と区別する。

選別と鑑定の語義について、「モジュール5」を参照しもう少し掘り下げる。それによれば、選別とは、「永続保存システム内の鑑定戦略、監査の手続き、および処分の規則と手続き、ならびに記録群の選別を効果的に行うために必要なツールと仕組み」<sup>(15)</sup>であると定義される。永続保存システムとは記録群を長期保存するためにアーカイブズが運用するシステムであり、監査とは記録群の鑑定結果の再検討、処分とはアーカイブズへの記録群の移管あるいは廃棄の決定を意味する。一方で、鑑定は「保存の期間と条件を決定する目的で記録群の価値を評価する過程」<sup>(16)</sup>と定義される。保存の期間と条件の決定には、日本でいわれる「リテンション・スケジュール」または「レコード・スケジュール」の作成が含まれる。ここでは、リテンション（Retention）を保管、「リテンション・スケジュール」を保管スケジュールと表す。また、選別と評価の関係性は次のように記される。

選別とは、その活動の一部として鑑定を含む、より包括的な活動であると理解される。選別は、広範囲にわたる管理の枠組みを定める全般的な枠組みであり、鑑定基準の設定、電子記録の真正性をどのように評価するかの手順、鑑定された記録の監査に関わる手順、および記録の実際の処分（認可された上での記録の廃棄または保存者の管理下への記録の移管を含む）の実施に関わる手順の観点から、鑑定戦略を明確にするものである<sup>(17)</sup>。

ここでいわれる保存者とは、アーカイブズなど記録群の長期保存を請け負う機関を指す。

続いて、「評価選別」と選別・鑑定が持つ機能の違いを明確にするため、そこに含まれる実務の範囲について言及する。国内あるいは欧米など大きな領域の傾向について扱うが、もちろんその中に異同があるのは間違いない。ここでは、大まかな概要での比較においても、見てとれる違いについて述べる。

日本における「評価選別」は、概ね、現用期間が永年、あるいは現用期間が不特定でありつつも長きにわたる長期と判断されたもの以外の有期限文書が対象となる。これは、現用文書の保管期間の満了前後で、アーカイブズが移管か廃棄かの処分を決定または助言する過程を指すのが、大学や地方自治体のアーカイブズでは一般的である<sup>(18)</sup>。一方、国立公文書館は、保管期間満了前の段階において、保管スケジュール内に行政機関が措置、つまり処分について記載しているかを監査するとともに、行政機関に処分をどうするかについて助言するものと説明している<sup>(19)</sup>。また、日本の「評価選別」に共通するのは、行政文書ファイル、法人文書ファイル、あるいはフォルダーや簿冊など、ICAの定める「フォンド、シリーズ、ファイル、アイテム」の階層でいえば、ファイル単位の記録群で決定されるという点である。

欧米の選別と鑑定については、英語、フランス語、イタリア語、ドイツ語の基本書を参照した。

英語の基本書では、選別よりも鑑定に焦点が当てられる。まずエリザベス・シェパードとジェフリー・ヨーによれば、マクロ鑑定に代表される記録群のコンテキストの評価によって、シリーズ単位の記録群の保管期間を設定し、最終的に、組織内の部署別に保管スケジュールが作成される。この保管スケジュールは、トリガーという保管期間の起算方法をどうするか、どれくらいの期間を現

用あるいは半現用にするか、そして処分をどうするかをシリーズ別にまとめた一覧となる。さらに、コンテキストの評価に伴う組織の機能分析によって、現用期間における記録群の分類体系を構築することもできる<sup>(20)</sup>。より最新の方法について紹介したパトリア・C・フランクもまた、記録群とそのコンテキストの評価を経て、シリーズ単位の保管スケジュールが作成されると述べている<sup>(21)</sup>。このほか、オーストラリアについても、ジャッキー・ベッティントンが、マクロ鑑定の結果、シリーズ単位を中心とした保管および処分基準 (Retention and Disposal Authorities, RDAs) が作成されると説明している<sup>(22)</sup>。このRDAsは、保管スケジュールと同じ性質を持つ。

イタリアについては、マリア・グエルチョが、用語としては選別 (Selezione) を用い、選別によって、記録群の長期保存か廃棄を決定するために、それらの保管期間が定められるとした上で、選別のために記録群作成のコンテキストや機能の評価、つまり鑑定が行われると整理している<sup>(23)</sup>。さらに、その結果、現用段階の記録の分類体系をもとにして、保管と廃棄のリストが作られる<sup>(24)</sup>。グエルチョの主要な典拠の1つであるルチアナ・ドゥランティの著作を見れば、このリストは、主にシリーズ単位を基点として、保管期間と処分の方法が追記されることがわかる<sup>(25)</sup>。したがって、それは、保管スケジュールの役割を果たすとみなすことが可能である。

フランスについては、フランスアーキビスト協会の入門書によれば、鑑定 (Évaluation) とは、保存か廃棄を決定する選別 (Sélection) を実施する前に、記録群の重要性を測定する作業を意味する<sup>(26)</sup>。この鑑定はまた、保管期間の決定にも影響する<sup>(27)</sup>。さらに、記録群やファイルに相当するフランスの単位であるドシエ (Dossier) から構成されるカテゴリー別に、保管期間や予定される選別方法などを記載した保管一覧 (Référentiel de

conservation) が作成される<sup>(28)</sup>。いうまでもなく、これは保管スケジュールと同じ性質のリストである。

最後にドイツの例を確認する。カタリーナ・ティーマンによれば、鑑定 (Bewertung) は、アーカイブズで保存する価値のある (Archivwürdig) 記録の選定を指す<sup>(29)</sup>。この鑑定は、現用期の保管期間が切れたときに合理的に行えるとされている<sup>(30)</sup>。ため、日本の「評価選別」と近い機能であると判断される。一方で、電子記録の鑑定について触れる中で、保存価値のある記録群が秩序と構造を伴って移管されるには、記録管理システムが導入される早期からアーカイブズが関与する必要があると指摘している<sup>(31)</sup>。この関与はどこまでの範囲を指すかは明確にされていないが、電子記録については、現用段階が終盤を迎えるまでに鑑定に着手しておくことの重要性を示唆しているとも捉えられる。

これまでの議論をまとめれば、日本の「評価選別」とドイツの基本書が示す鑑定には類似点があり、処分についての評価が中心を占めている。一方、英語、フランス、イタリアの基本書によれば、鑑定には、処分以外にも保管期間の査定も含まれていた。さらにフランスでは記録群あるいはファイルから構成されるカテゴリー、それ以外ではシリーズを核とした保管スケジュールが作成されていることが確認された。

このような違いを踏まえた上で、電子記録の選別と鑑定を扱った主要文献について検討する。

## 2 日本の先行研究

電子記録の「評価選別」については、海外、中でも英語圏の動向をまとめた研究が目立つ。そうではないものの中で特徴のある研究をあげれば、大城博光が、電子記録を書き込む記憶媒体のコスト低下により、全量保存が可能になり、「評価選別」は不要になると評している<sup>(32)</sup>。このほか、後藤真も同様の考えのもと、アーカイブズの業務はデー

タの検索性の向上、検索したデータと資料群の構造との連結および長期保存体制の構築へと変化すると述べている<sup>(33)</sup>。

海外の動きを検証した研究の中では、坂口貴弘が、紙の記録と違い、物理的な保管スペースが不要となる電子記録の「評価選別」の議論は、量よりも、完全性、真正性、信頼性という証拠の問題に移行すると説明し<sup>(34)</sup>、大城や後藤に近い見方を示している。また、機能分析を基礎とするカナダのマクロ鑑定やオーストラリアの Designing and Implementing Recordkeeping Systems (DIRKS) を取り入れ、早期に「評価選別」に取り掛かるべきだとする見解も出されている。主たる理由は、長期保存すべき電子記録のフォーマットが保管期間の間に陳腐化するのを防ぐためである<sup>(35)</sup>。これに加え、田嶋知宏は、マクロ鑑定に含まれる機能分析によって、1ファイルごとの「評価選別」作業を省略できると、コスト面の利点を説明している<sup>(36)</sup>。さらに、早期の「評価選別」という点に関わって、中島廉比古が、電子記録の作成とその保管体系下への取り込みを検証することの重要性を指摘した<sup>(37)</sup>。これらの観点のほか、大木悠佑は、電子記録の持つ特性の変化についての定期的な再評価が鑑定の議論に含まれるとともに、その一環を担う機能分析が、記録群の業務分類体系と統合され、保管スケジュールが作成されると海外の事例をまとめている<sup>(38)</sup>。

電子記録の「評価選別」に関わって、国内における具体的な動向を見れば、公文書管理委員会デジタルワーキング・グループが、現用文書の保管期間を最大30年から20年に短縮するよう推奨している<sup>(39)</sup>。なぜ20年という期間が算出されたのか、その根拠は明示されないが、公文書管理委員会の第52回議事録によれば、イギリスにおいては、電子記録の問題によって保管期間が30年から20年に修正されたと述べられている<sup>(40)</sup>。これが根拠となって、イギリスの修正が公文書管理委員会デジ

タルワーキング・グループの判断に影響したのかもしれない。しかし、イギリスにおける30年原則見直しについての報告書によれば、20年にした主要因は、現用文書の閲覧請求に応じることのできる情報公開法の影響により、公文書の公開時期を早めようとする需要があったためである<sup>(41)</sup>。この報告書が電子記録に言及したのは、公開時期をいつにするかを調査する中で判明した「その他関連事項」の1つとしてであり、そこでは10年以内での検証が推奨されている<sup>(42)</sup>。したがって、少なくとも、第52回公文書管理委員会で示された見解は妥当ではない。

### 3 欧米の先行研究と「モジュール5」

日本国内における研究は欧米の成果を十分に検討したことが反映してか、現用文書の保管期間を20年にするという議論以外は、概ね欧米における議論の要点が押さえられている。ここからは、国内の論考では考慮されなかった文献を中心に欧米の先行研究を確認した上で、「モジュール5」の内容から電子記録の鑑定の具体的な方法についてまとめる。

まず電子記録の全量保存については、アン・ギリランドもその方向性を模索するべきだと提唱している<sup>(43)</sup>。これとは逆に、ヨーは、コンピューターの計算能力、ストレージ容量、大量に抱える情報管理にかかるコストの問題から、現状あるいは近い将来において、全量保存は不可能であると述べている<sup>(44)</sup>。また、鑑定や廃棄の積極的な意義を認める見解もある。ドゥランティは、記録群作成者による廃棄が繰り返されてきた歴史から、電子記録にもその可能性が必然的に伴うため、十分に管理された状態での廃棄を進めるため、選別や鑑定が必要とされると説明している<sup>(45)</sup>。アメリカの文脈において電子記録の処分の必要性を訴えるロバート・J・ジョンソンは、大量の電子情報を抱えることで管理が行き届かなくなり、不要なストレ

ジにかかるコスト、eディスカバリの対象となる情報を多く保有することによる訴訟リスク、偶発的な廃棄の可能性、不必要なアクセスの件数が上昇するなど数々の問題点を指摘している<sup>(46)</sup>。

電子記録の鑑定方法に関して、ジンファン・ニウがアメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリアの国立公文書館の事例を取り上げ、共通点として、マクロ鑑定とマイクロ鑑定が併用されていることを明らかにしている。マクロ鑑定では、組織の持つ機能と構造を分析するなど記録群を生み出すコンテキストを評価する。マイクロ鑑定では、記録群そのものを評価する。この段階では、電子記録のフォーマットの脆弱性や真正性が確認される<sup>(47)</sup>。真正性の評価は、ドゥランティによれば、電子記録の鑑定に起こった4つの根本的変化の内の1つである<sup>(48)</sup>。真正性の評価のほかに、保存実現可能性の判断、早期の鑑定、鑑定の決定の監査が存在する。ニウによれば、真正性の評価と保存実現可能性の判断はマイクロ鑑定に含まれるのに対し、早期の鑑定と鑑定の決定の監査は鑑定の時期と手続きに関する活動である<sup>(49)</sup>。これらについては、「モジュール5」をまとめるところで、再度言及する。

個人の電子記録にも、マクロ鑑定とマイクロ鑑定が併用される事例が確認される。イギリスのウェルカム図書館では、マクロ鑑定によって機能や記録群の構造を分析するとともに、ファイル単位のマイクロ鑑定を用い、電子ファイルのフォーマットの特定など技術的な問題を評価する<sup>(50)</sup>。つまり、フォーマット特定という真正性の一部に関わる問題は、マイクロ鑑定で対処しているわけである。

バスマ・マフルーフ・シャボーらは、鑑定を補佐するソフトウェアのフレームワークと概念実証を構築することを目的とする研究の中で、鑑定に3つの要素を見出している。それぞれ、信用価値、利用可能性および代表性である。信用価値は電子記録が証拠として信用するに値するのを示す概念で、真正性はこの中の特性の1つである。利用

可能性は主として検索できるかどうかと関わる。代表性は、記録群作成者や記録群自体の重要性などコンテキストや内容を評価する要素である<sup>(51)</sup>。これは、マクロ鑑定やマイクロ鑑定で記録群の保管期間と処分方法を決定することに関わるものであると判断される。

以上の議論を整理すれば、鑑定は量と質の2つの側面に分けられる。現在の段階では、全量保存に向けた動きが具体化されているわけではなく、アーカイブズが受け入れる量を制限するため鑑定を行うという見方が一般的である。電子記録は大量にあるため、電子記録作成のコンテキストを評価するマクロ鑑定が実践されるか、あるいはその導入が主張される。一方で、質の観点には、真正性の評価が含まれる。ここで用いられるのが、記録群自体を評価するマイクロ鑑定である。日々電子記録が大量に作成されていることを考慮に入れるならば、マクロ鑑定で電子記録を絞り込み、処分が移管に決定した一部の電子記録をマイクロ鑑定で処理するという手順をたどることになるだろう。このような視点から、インターパレスとICAが作成した「モジュール5」を検討するが、紙幅の問題から、電子記録を鑑定するための具体的な手順のみに焦点をあてて内容を確認する。

「モジュール5」では、鑑定の責任は、記録群作成部署と現用期間中に記録群を引き継ぎアーカイブズへ移管する部署とアーカイブズの両方にありとされる。前者は記録群作成者と総称され、法規や業務の必要性をもとに保管期間を決定し、保管スケジュールに記録する。アーカイブズは、記録群作成者の持つ短期の視点をこえて鑑定する。鑑定は早期に、記録群が作成される時点で行われるとされる。その目的は、コンテキスト情報を文書化すること、そして、データの消失や技術の陳腐化というリスクを軽減するために長期保存が必要になる記録群を早期に特定しておくことである。早期の鑑定を終えた後は、監査を継続して行い、

鑑定の判断や処分が実行されているかを確認する。アーカイブズは記録群作成者との役割を分担しながら協働し、保管の機能がシステムに導入されているか、システムについて適切な文書化がなされているか、そして移管の時期、条件と手続きが特定されているかを保証する必要がある<sup>(52)</sup>。

鑑定は、電子記録群についての情報収集、電子記録群の価値の評価、真正性のある電子記録群の保存実現可能性の判断、そして鑑定の決定という4つの業務から構成される。1つ目の情報収集は、コンテキストの情報を集めることである。コンテキストには5つの種類があり、それぞれ記録群作成者が属する法規や組織が何であるかを示す法規／運営管理のコンテキスト、記録群作成者およびその使命、構造、機能を示す出所のコンテキスト、記録群の作成を規定する業務手続きを示す業務手続きのコンテキスト、フォンドとその内部構造を示す文書のコンテキスト、最後に記録群が作成されるハードウェア、ソフトウェアなどの計算機システムの特徴を示す技術のコンテキストである<sup>(53)</sup>。

2つ目の電子記録群の価値の評価は、2つの要素に分かれる。1つ目の要素は継続的価値の評価である。記録群作成者の機能や構造、そして市民と社会との相互関係の評価するトップダウン型の方法や、記録群自体を扱うボトムアップ型の方法で、継続的価値が決められる<sup>(54)</sup>。ここでいうトップダウン型はマクロ鑑定、ボトムアップ型はミクロ鑑定に該当する。この継続的価値の評価は、保管期間と処分方法の決定に関係する。2つ目の要素は真正性の評価である。真正性は、同一性と完全性から構成される。同一性は記録が唯一無二のものと特定し、他の文書と区別できるかを示し、完全性は記録が改ざんされていないかを示す。同一性は、記録の作成者、起草者、受領者など作成に絡む主体、作成日や発送日、また記録群に属する各記録の関係性を示すアーカイブズ結合性などの属性から推定される。完全性は、記録の作成、改訂や廃棄の

権限の設定、消失からの保護、記憶媒体の劣化や技術の陳腐化への対策によって確認できる。真正性が疑わしい場合は、追加の調査が必要になる<sup>(55)</sup>。

3つ目の保存実現可能性の判断は、3つの活動に分かれる。1つ目が、保存される記録の要素の決定であり、真正性を確立する要素を特定する活動となる<sup>(56)</sup>。電子記録の場合、記録を作成し保管するシステムと付与されるメタデータがその要素となる<sup>(57)</sup>。2つ目は、保存される電子構成要素の特定である。電子記録は、再生時の見た目通りに、記憶媒体上に書き込まれているわけではなく、読み取り時に、分散して書き込まれた電子構成要素を復元して表示される。したがって、どの構成要素に記録として重要な要素があるのかを特定しておくことが必要な場合がある。3つ目は保存要件と保存能力の調整である。電子構成要素を保存していくためのシステムを構築できる能力のほか、専門的人材と財源をどれだけ確保できるかを評価する<sup>(58)</sup>。

最後に鑑定の決定である。これは長期保存される価値を持つ記録群を決定する業務である。鑑定の中で作られる文書には、記録群の電子構成要素のリスト、移管方法の決定、受け入れ可能な電子ファイルのフォーマットおよび移管方法が含まれる。アーカイブズは、その鑑定文書に、コンテキスト情報や鑑定の決定結果、真正性の詳細、鑑定の基準と方法論を記述することが義務となる。鑑定の決定がなされると、処分が行われる前までに、記録群を監査し、定期的に再鑑定しなければならない。記録群、コンテキスト、記録の保管環境の変化などをアーカイブズは文書化する必要がある<sup>(59)</sup>。

電子記録群の価値の評価において真正性が推定できない場合の追加調査について、ドゥランティの知見によって補足する。この追加調査は、真正性の検証と呼ばれる。この検証には、すべてのコンテキストについての記録、およびバックアップ

やコピーなどの情報源から入手可能な信頼できる情報、場合によっては内容分析などの非常に詳細な調査が要求される。もし真正性が不明であれば、保存しないという選択肢も取ることができる<sup>(60)</sup>。真正性の検証は、記録群自体を対象とするため、マイクロ鑑定の業務に含まれるとみなせる。このような時間と労力を要する業務は、大量の電子記録の全てに適用するのは実質不可能である。

したがって、ISO 15489をはじめとする記録管理の標準に準拠した電子文書と記録管理システム (Electronic Document and Records Management System、EDRMS) を運用することが必須となるのは間違いない。EDRMSによって電子記録の作成時点から真正性を保証するメタデータを付与するとともに、形成される記録群をマクロ鑑定によって評価しておくことで、電子記録群の抱える量と質の問題を解決できるようになる。さらにいえば、EDRMSを持つことが、保存実現可能性の判断に含まれる3つ目の保存要件と保存能力の調整に寄与することにもつながる。「モジュール5」において、EDRMSの導入方法が紹介されている<sup>(61)</sup>のは、これが要因であると考えられる。

#### 4 日本における実践指針

日本の電子記録だからといって日本にしかない特殊性があるわけではない。多くは、ワードやエクセルなど世界共通のソフトウェアで作成されていることを考えれば当然である。そうであれば、「モジュール5」などの海外の成果は、日本の電子記録の鑑定にも有効であると判断される。

国内の先行研究においても、海外の事例が多く取り上げられていたが、多くの機関で実践にはいたっていない。ここからは、その実践を阻む要因を探る。

最初に鑑定の開示時期である。保管期間以外の処分の方法が確定されるのが、ライフサイクル現用期の終盤である。それを記録の作成時点にまで

早めなければならない。この問題については、特に真正性の面で電子記録に脆弱性があることを記録群作成者に訴え、理解を得る必要があるだろう。また、現在のようにファイル単位で保管スケジュールを作るのは、扱わなければならない点数が膨大となり、労力と時間が著しく浪費される。これをシリーズ単位に修正することが次の課題となる。

振り返れば、日本における記録管理方法は明治期以降、簿冊つまりファイル単位を基点としてきた<sup>(62)</sup>。そのファイルの作り方にしても、明治期のお雇い外国人であったパウル・マイエットは、レジストリー・システムの発達したドイツ<sup>(63)</sup>との違いについて指摘している。マイエットは、日本の記録の区分方法はあまりに複雑で、1冊にまとめるべき文書が保管期間の異なる別冊のファイルに綴られて分離してしまうが、ドイツでは同一業務別のファイルに記録が納まっていると述べている<sup>(64)</sup>。保存年限が異なるために、同一業務に関わる記録が分散し、「評価選別」に悪影響を及ぼしているのは、現在の日本でも認識されている問題である<sup>(65)</sup>。これは、先述した同一性の中の1属性であるアーカイブズ結合性を弱体化させる結果を招く。アーカイブズ結合性とは文書が記録として認定されるための不可欠な属性であり、1つの記録群作成者が同一業務を進める中で作成し、受け取る各記録の間にある関係性のネットワークを指す<sup>(66)</sup>。日本のファイルの作り方は、同一業務と絡む記録であっても、保存年限別に綴じるファイルをわけているため、それら記録の間にあるアーカイブズ結合性が弱体化していることとなる。

保存年限別のファイルに分散している問題については、石原一則がシリーズ単位で保管スケジュールを作成し管理していくことの必要性を指摘していた<sup>(67)</sup>が、日本では実現していない。シリーズ単位にまとめていくことはアーカイブズ結合性保護の観点からも有効である。同一業務に絡む記録から構成されるファイルが1つのシリーズを形成

していれば、そのシリーズによって業務の因果関係を示すことができる。そのようなかたちで形成されるシリーズは鑑定にとっても効果的である。マクロ鑑定は記録群のコンテキストを、機能と機能を構成する諸業務によって評価していくため、業務別分類で作られるシリーズと相性が良い。さらに、シリーズ単位で鑑定し処分していくことで、アーカイブズ結合性のまとまりを毀損せずに済む<sup>(68)</sup>。もし、業務分類を反映したシリーズにおいて、1冊のファイルを廃棄してしまえば、そのシリーズ内のアーカイブズ結合性が壊れ、そこにあるすべての記録から真正性が失われるといった危険性が伴う。なお、ケースファイルなど、シリーズ単位でアーカイブズ結合性を表す記録が揃っているわけではないファイルについては、サンプリングなどによってファイル単位での選別が認められる<sup>(69)</sup>。

したがって、記録の真正性を守るという観点からしても、欧米のように、鑑定の最小単位をシリーズとしながら、記録の作成段階つまりライフサイクルの初期段階から処分の方法までを記載した保管スケジュールの完成を目指した選別を遂行することが求められる。記録群の質の問題に対応するマイクロ評価にかかる労力を考慮すれば、それを最小限に抑えるため、EDRMSを導入し、そこで管理される記録群の真正性は基本的に保証される仕組みを構築しておくことが必要になる。EDRMSには、保管スケジュール設定の機能も備わっているが、スケジュール作成に関与する記録群の分類体系は、システムの利用者である記録群作成者やアーカイブズ側が共同で構築できれば理想的である。この構築において大きな役割を果たすのがマクロ鑑定である。

マクロ鑑定は、国内では広島県立文書館での試みがよく知られている<sup>(70)</sup>。その試みから、これを忠実に実践するには多くの労力が伴うものと推察される。しかし、大量に生成される電子記録を対

象にするとなれば、国内で慣例化したファイル単位の「評価選別」を今後も継続し続けることは難しいだろう。そのため、ある程度合理的な方法でマクロ鑑定の骨子を国内における鑑定の業務に取り込む方法が必要となる。

マクロ鑑定の実践が難しいことは国外でも同様のようで、それが生まれたカナダにおいても、相当の工夫と時間が求められることがわかっている<sup>(71)</sup>。そのためか、マクロ鑑定の実践方法を対象とした研究も複数確認できる。カナダでの事例を検討したブライアン・P・N・ビーヴェンは、各組織の実情に合わせてマクロ鑑定を導入することは、必ずしもその背景となる理論と齟齬するものではないと述べている<sup>(72)</sup>。また、ヴィクトリア・L・レミューは、ヘンリー・ミンツバーグが提唱した組織構成に関する理論をマクロ鑑定に結びつけ、機能分析過程の負担軽減を可能とするような仮説を提示している。ミンツバーグは、組織構成を次の7つの類型に分類した。それぞれ、1) 起業家型、2) 機械型、3) 多角型、4) 専門家型、5) 革新的類型、6) 宣教師型、7) 政治的類型である。レミューは、これらの類型別に同様の機能が認められるだけでなく、重視すべき記録群のタイプやその所在が類推できると説明する。つまり、機能評価の対象となる記録群作成者がどの組織構成に当てはまるかがわかれば、マクロ鑑定を行う難易度を軽減できることになる<sup>(73)</sup>。

今までの議論にビーヴェンとレミューの視点を加え、日本の電子記録の選別と鑑定に関する実践指針を提示する。まず、レミューの視点から、鑑定する対象が、例えば企業組織であれば1) 起業家型、官僚機構であれば2) 機械型、研究機関であれば4) 専門家型など、どの組織構成のパターンに該当するかを調べることから着手する。さらに、海外では保管スケジュールを公表している機関が確認できる。自分が鑑定する機関の組織類型に該当する諸々の組織の保管スケジュールを収集し、

どのようなシリーズが、類似する機能を持つ組織で形成されているのかを確認するのは、現用段階でのシリーズ単位の管理に慣れていない日本の現場にとって非常に役立つだろう。このときに、見読性など電子記録の脆弱性を踏まえた上で保管期間がどのように設定されているのかも参照できる。続いては、ビーヴェンの視点から、日本の各機関の实情に合わせたシリーズの設定を行う。各機関にはすでに、行政文書ファイル管理簿で確認できるような、同一のファイル名を持つ同質のファイルが多数存在するはずである。同じ機能を持つ他機関で作られたシリーズであれば、そこに当てはめられるファイルも相当数に昇るのではないかと期待される。また同じ業務から生まれたにもかかわらず保存年限の異なるファイルも、同じシリーズに加える。こうすることで、本来は1つの種類の保管期間のファイルで確認できた記録群が、他の保管期間のファイルに分散したとしても、シリーズ単位でその記録群が関わる業務の因果関係を復元できるため、一定程度アーカイブズ結合性も保護される。一方で、現在の日本の法規では、1年ずつ1つのファイルをつくり、そこに保管期間を設定するよう定められているため、海外のようにシリーズ単位での処分が難しい。ファイルの保管期間を1年ずつずらし、サブシリーズに相当するようなまとまりを作って処分を行うのも手間がかかる。しかし、シリーズごとに保管期間や処分の方法は画一化しておき、そのシリーズに含まれるファイルが毎年同じような処分を受けるという手段をとることはできる。サンプリングが必要なファイルについては、周期的に1冊のみ移管するというルールを設定しておくことで対処できる。

以上のようなかたちで、EDRMS上で保管スケジュールを設定する。さらに新しい機能や業務が生まれれば、早期に鑑定し、保管スケジュールに加えていく。鑑定の監査は定期的を実施し、保管スケジュールを修正していく。このようなシステ

ムで電子記録を作成し保管することで、量と質の問題に対応できる。

## おわりに

日本では「評価選別」と一括りにして捉えられていた活動は、評価と選別の2つに分けて議論すべきだということを出発点とし、評価をあえて鑑定という奇異な表現に変更した上で、電子記録の選別と鑑定をどうすべきかについて論じてきた。しかし、鑑定という言葉の意味を確認すれば、対象物の価値と真贋の判断がそこには含まれる。これをアーカイブズ学の視点で再考すれば、対象物の価値の判断は、記録群作成者にとっては現用期における保管期間の算定に、社会全般にとってはアーカイブズで永続保存するかどうかの決定に相当させられる。一方で、真贋の判断の方は、偽造および改ざんの有無を確定する、真正性の評価に当てはまる。このように見れば、鑑定という訳語は、アーカイブズ学の用語としてのアプレイザルを意味の上では正確に反映していると捉えられる。

現在行われている「評価選別」は、ファイル単位を基点としているため、ミクロ鑑定の一種であるとみなせる。電子記録を鑑定するとき、ここに真正性評価の視点を加えることは有意義である。しかし、記録管理の標準に準拠したEDRMSの使用が定着していない現状において、真正性の評価は真正性の検証にまで及ぶ可能性が高い。この作業には大変な労力と時間が要求される。電子記録が大量化する現代社会の状況を踏まえれば、真正性の検証を伴うミクロの「評価選別」によってのみ、その鑑定に対処するのは不可能であると断言していいだろう。したがって、電子記録の抱える量と質の問題を解決するため、マクロ鑑定とEDRMSの両方を取り入れていかなければならない。もちろん、これら両方に着手するにはコストが必要となるが、特にEDRMSについてはシステム導入の費用だけでも多額になる。このコストの課題を

解決しながら、いかに合理的にEDRMSの導入を実現していくかも、今後検討していくことが求められる。

ウェブサイトへのアクセス確認日はすべて、2024年1月29日である。

## [註]

- (1) Kevin Bartley, “Big Data Statistics: How Much Data is There in the World?”, Rivery, 27 August 2023, <https://rivery.io/blog/big-data-statistics-how-much-data-is-there-in-the-world/>.
- (2) InterPARES Trust AI, “Data”, Terminology Database, <https://interparestrustai.org/terminology/term/data>.
- (3) 後ほど、マクロ鑑定と言い換える。同じく機能評価を基礎とするドキュメンテーション戦略 (Documentation Strategy) など他の方法は、ここでは言及しない。
- (4) InterPARES Trust AI, “Record”, Terminology Database, <https://interparestrustai.org/terminology/term/record>.
- (5) 公文書管理委員会デジタルワーキング・グループ『デジタル時代の公文書管理について』、2021年、<https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/digitalwg/houkokusho.pdf>.
- (6) InterPARES Project (InterPARES) and International Council on Archives (ICA), *Digital Records Pathways: Topics in Digital Preservation*, 2012, [http://www.interpares.org/ip3/ip3\\_general\\_studies.cfm#gs12](http://www.interpares.org/ip3/ip3_general_studies.cfm#gs12).
- (7) InterPARES and ICA, ‘Module 5: From ad hoc to Governed – Appraisal Strategies for Gaining Control of Records in Network Drives’, *Digital Records Pathways*, [http://interpares.org/ip3/display\\_file.cfm?doc=ip3\\_canada\\_gs12\\_module\\_5\\_july-2012\\_DRAFT.pdf](http://interpares.org/ip3/display_file.cfm?doc=ip3_canada_gs12_module_5_july-2012_DRAFT.pdf).
- (8) 石原一則「記録の評価選別とレコード・スケジュール」、『アーカイブズ学研究』第13号、2010年、16頁。また、Elizabeth Shepherd and Geoffrey Yeo, *Managing Records: A Handbook of Principles and Practice*, London: Facet Publishing, 2003, p.156とその和訳の部分（エリザベス・シェパード、ジェフリー・ヨー共著、森本幸子ほか訳『レコード・マネジメント・ハンドブック—記録管理・アーカイブズ管理のための』、日外アソシエーツ、2016年、208頁）を参照。
- (9) 阿久津美紀「『選別』と『評価』」、『記録と史料』第34号、2024年3月刊行予定。
- (10) 齋藤歩「建築レコードに関するアプレイザルの判断基準を分析する—1970年代以降の北米の試みを対象に」、『アーカイブズ学研究』第24号、2016年、4-28頁；大木悠佑「『評価選別』プロセスとその実践—記録管理国際標準とアーカイブズ・ニュージーランドの事例から—」、『レコード・マネジメント』No. 80、2021年、18-34頁。
- (11) Luciana Duranti and Patricia C. Franks, eds., *Encyclopedia of Archival Science*, Lanham: Rowman & Littlefield, 2015.
- (12) Raymond Frogner, ‘Selection’, *Encyclopedia of Archival Science*, p. 373.
- (13) Ibid.
- (14) 中国でも鑑定（鑑定）という用語が使用されている。DA/T 1-2000 档案工作基本术语 (Basic Terminology of Archival Work DA/T 1-2000), 48頁, <https://www.saac.gov.cn/daj/hybz/201806/d1aef1f215a5404eab966451bcdeb95c/files/fb8604cedbd74ebab3ad149aa0faf182.pdf>を参照。
- (15) InterPARES and ICA, ‘Module 5’, p. 16.
- (16) Ibid.
- (17) Ibid.
- (18) 地方自治体については、宮間純一編『公文書管理法時代の自治体と文書管理』、勉誠出版、2022年を参照。大学アーカイブズについては、主に、河西秀哉「京都大学大学図書館における移管と評価選別—近年の事例から—」、『京都大学大学図書館紀要』第8号、2010年、69-87頁；森本祥子「東京大学における評価選別と移管の現状と課題」、『レ

- コード・マネジメント』No. 77、2019年、8-12頁；加藤論「歴史研究とアーカイブズの役割」、『薬史学雑誌』Vol. 58、No. 1、2023年、5-9頁を参照。
- (19) 村上淳子「〔認証アーキビストだより〕国立公文書館評価選別業務における認証アーキビストの役割について」、『アーキビスト』第84号、2022年、<https://www.archives.go.jp/publication/archives/no084/11855>。
- (20) Shepherd and Yeo, *Managing Records*, pp. 146-172. 和訳は、シェパード、ヨー共著『レコード・マネジメント・ハンドブック』、208-245頁。
- (21) Patricia C. Franks, *Records and Information Management*, Second Edition, Chicago: American Library Association, 2018, pp. 72, 91-97, 108.
- (22) Jackie Bettington, 'Appraisal & Disposal', Jackie Bettington, Kim Eberhard, Rowena Loo and Clive Smith, eds, *Keeping Archives*, Third Edition, Canberra: Australian Society of Archivists Inc., 2008, pp. 137-206.
- (23) Maria Guercio, 'La selezione', A cura di Linda Giuva e Maria Guercio, *Archivistica: Teorie, metodi, pratiche*, 2<sup>a</sup> ristampa, 2015, pp. 79-80.
- (24) Ibid., p. 91.
- (25) Luciana Duranti, *I documenti archivistici: La gestione dell'archivio da parte dell'ente produttore*, Ministero per i beni culturali e ambientali, Ufficio centrale per i beni archivistici, 1997, pp. 87-90.
- (26) Association des archivistes français, *Abrégé d'archivistique: Principes et pratiques du métier d'archiviste*, 4e édition, refondue et augmentée, Paris: Association des archivistes français, 2020, pp. 98-99.
- (27) Ibid., p. 75.
- (28) Ibid., pp. 84-86.
- (29) Katharina Tiemann, 'Bewertung und Übernahme von amtlichem Registraturgut', *Praktische Archivkunde: Ein Leitfaden für Fachangestellte für Medien- und Informationsdienste, Fachrichtung Archiv*, 3. aktualisierte Auflage, Münster: Ardey-Verlag, 2014, p. 85.
- (30) Ibid., p. 89.
- (31) Ibid., p. 97.
- (32) 大城博光「電子文書のライフサイクル—レコード・マネジメントとアーカイブズ・マネジメントの一元化—」、『沖縄県公文書館研究紀要』第7号、2005年、23-25頁。
- (33) 後藤真「『デジタルアーカイブ』とアーカイブズ、そして歴史学を取り巻く現在と未来」、『歴史学研究』No. 974、2018年、20-21頁。
- (34) 坂口貴弘「評価選別の理論と構造を考える」、『京都大学大学文書館研究紀要』第5号、2007年、8-9頁。
- (35) 国立公文書館『「電子公文書等の作成時又は作成前からの評価選別」に係る調査研究報告書』、2009年、[https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/hyouka\\_senbetsu.pdf](https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/hyouka_senbetsu.pdf)；田嶋知宏「行政文書の評価選別に寄与する日本版機能別評価選別マニュアル（素案）作成の試み」、『北の丸』第41号、2008年、103〔1〕-82〔22〕頁。
- (36) 田嶋「行政文書の評価選別に寄与する日本版機能別評価選別マニュアル（素案）作成の試み」、86〔18〕頁。
- (37) 中島廉比古「電子化時代の評価選別論—オーストラリアのDIRKS方法論について—」、『アーカイブズ』第13号、45、48頁。
- (38) 大木「『評価選別』プロセスとその実践」、21頁。
- (39) 公文書管理委員会デジタルワーキング・グループ『デジタル時代の公文書管理について』、12頁。
- (40) 内閣府大臣官房公文書管理課『公文書管理委員会第52回議事録』、2016年、9頁、<https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2016/20160624/20160624gijiroku.pdf>。
- (41) Paul Dacre, *Review of the 30 Year Rule*, 2009, <https://www.30yearreview.org.uk/wp-content/uploads/2018/04/30-year-rule-report.pdf>。
- (42) Dacre, *Review of the 30 Year Rule*, p. 37.
- (43) Anne J. Gilliland, 'Archival Appraisal: Practising on Shifting Sands', Caroline Brown, ed., *Archives and Recordkeeping: Theory into Practice*, London: Facet Publishing, 2014, p. 54.

- (44) Geoffrey Yeo, 'Can We Keep Everything? The Future of Appraisal in a World of Digital Profusion', Caroline Brown, ed., *Archival Futures*, London: Facet Publishing, 2018, pp. 45-63.
- (45) Luciana Duranti, 'Rethinking Appraisal: Conference Overview', Paper Presented at the DELOS Conference, 2007, [http://www.interpares.org/display\\_file.cfm?doc=ip2\\_dissemination\\_cp\\_duranti\\_delos\\_2007.pdf](http://www.interpares.org/display_file.cfm?doc=ip2_dissemination_cp_duranti_delos_2007.pdf).
- (46) Robert J. Johnson, *Information Disposition: A Practical Guide to the Secure, Compliant Disposal of Records, Media and IT Assets*, Phoenix: National Association for Information Destruction, 2017, pp. 61-63.
- (47) Jinfang Niu, 'Appraisal and Custody of Electronic Records: Findings from Four National Archives', *Archival Issues*, Vol. 34, No. 2, 2012, pp. 117-130.
- (48) Duranti, 'Rethinking Appraisal'; Niu, 'Appraisal and Custody', p. 122.
- (49) Niu, 'Appraisal and Custody', p. 122.
- (50) Victoria Sloyan, 'Born-digital Archives at the Wellcome Library: Appraisal and Sensitivity Review of Two Hard Drives', *Archives and Records*, Vol. 37, No. 1, 2016, pp. 20-36.
- (51) Basma Makhoul Shabou, Julien Tièche and Julien Knafou and Arnaud Gaudinat, 'Algorithmic Methods to Explore the Automation of the Appraisal of Structured and Unstructured Digital Data', *Records Management Journal*, Vol. 30, No. 2, 2020, pp. 175-200.
- (52) InterPARES and ICA, 'Module 5', pp. 14-15.
- (53) Ibid., pp. 17-19.
- (54) Ibid., p. 19.
- (55) Ibid., pp. 19-20.
- (56) Ibid., p. 20.
- (57) 橋本陽「アーカイブズ学の視点から捉える電子記録管理システムの要点：DoD 5015.2とアルフレスコによる検証」、『京都大学大学図書館研究紀要』第19号、2021年、29-43頁；Luciana Duranti, 'From Digital Diplomats to Digital Records Forensics', *Archivaria*, No. 68, 2009, pp. 39-66.
- (58) InterPARES and ICA, 'Module 5', p. 20.
- (59) Ibid., p. 21.
- (60) Luciana Duranti, 'Structural and Formal Analysis: The Contribution of Diplomats to Archival Appraisal in the Digital Environment', Jennie Hill, ed., *The Future of Archives and Recordkeeping: A Reader*, London: Facet Publishing, 2010, p. 83.
- (61) InterPARES and ICA, 'Module 5', pp. 33-36.
- (62) 渡邊佳子『近代日本の統治機構とアーカイブズ：文書管理の変遷を踏まえて』、樹村房、2021年。
- (63) 橋本陽「ドイツと明治政府の記録管理：レジストラトゥーアを伝えたお雇い外国人」、『レコード・マネジメント』No. 68、2015年、46-62頁。
- (64) パウル・マイエット「マイエット氏稿記録法案」、國學院大學日本文化研究所編『近代日本法制史料集 第十六—マイエット答議三—』、國學院大學、1995年、178-179頁。
- (65) 石原一則「【講演】神奈川県立公文書館における文書の評価と選別」、『名古屋大学史紀要』12号、2004年、14-15頁；同「記録の評価選別とレコード・スケジュール」、25-26頁；関根豊「神奈川県公文書管理—公文書館における評価選別を中心に—」、『公文書管理法時代の自治体と文書管理』、128-129頁。
- (66) Luciana Duranti, 'Archival Bond', *Encyclopedia of Archival Science*, pp. 28-29.
- (67) 石原「記録の評価選別とレコード・スケジュール」、27頁。
- (68) Duranti, 'Archival Bond', pp. 28-29.
- (69) Catherine A. Bailey and Tina Lloyd, 'Case File', *Encyclopedia of Archival Science*, pp. 130-133.
- (70) 安藤福平「業務分析に基づく評価選別—広島県立文書館の取り組み—」、『広島県立文書館紀要』第10号、2009年、109-119頁；同「『行政文書の管理に関するガイドライン』の意義—記録管理国際標準（ISO15489）の視点から—」、『広島県立文書館紀要』第11号、2011年、1-30頁；荒木清二

「DIRKS マニュアルの適用による業務分析とレコードスケジュール試案の作成—広島県教育委員会文化財課を事例として—」、『広島県立文書館紀要』第11号、2011年、31-85頁。

(71) 例えば、Rebecca Giesbrecht and Jenna Murdock Smith, ‘Everything Old Is New Again: The Evolution of Generic Appraisal at Library and Archives Canada’, *Archivaria*, No. 84, 2017, pp.

37-59を参照。

(72) Brian P.N. Beaven, ‘Macro-Appraisal: From Theory to Practice’, *Archivaria*, No. 48, 1999, pp. 154-198.

(73) Victoria Lemieux, ‘Applying Mintzberg’s Theories on Organizational Configuration to Archival Appraisal’, *Archivaria*, No. 46, 1998, pp. 32-85.